

コロナ禍で安心・安全の視点が上昇中 美容師法が制定されて65年 美容業界はどの業界よりも衛生管理の意識が高め

新型コロナウイルス感染拡大を機に、安心・安全な衛生環境の意識が高まっています。2021年4月から2022年3月の1年間のクラスター発症場所も児童福祉施設や学校・教育施設が多い一方で、飲食業界や医療機関では低くなっています。

新型コロナウイルス感染症のクラスター発生場所の種別件数（月別）

（単位：件）

種別	2021年										2022年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1 飲食店	17	10	22	25	3	4	0	0	0	2	0	1	84	
2 企業等	124	95	111	150	11	5	1	1	2	7	2	3	512	
3 医療機関	44	30	7	19	42	18	4	0	1	47	52	29	293	
4 福祉施設	高齢者福祉施設	53	82	14	55	82	20	6	0	0	156	301	97	866
	児童福祉施設	40	42	21	86	146	67	1	1	3	377	269	130	1183
	障害者福祉施設	12	8	3	11	16	9	1	0	0	34	81	27	202
5 官公庁	6	7	5	13	7	0	0	0	0	7	5	2	52	
6 学校・教育施設	76	72	70	117	58	52	3	3	3	338	247	63	1102	
7 ライブハウス等	1	0	6	4	1	0	0	0	0	0	0	0	12	
8 その他	9	14	11	10	8	2	1	0	3	11	8	1	78	
総計	382	360	270	490	374	177	17	5	12	979	965	353		

（注）同一の場において感染したことが想定される者が3名以上発生した件数である。

種別ごとの主な施設は以下の通り

- 高齢者福祉施設・・・デイサービス、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など
- 児童福祉施設・・・保育園、学童保育など
- 学校・教育施設・・・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校など
- ライブハウス等・・・ライブハウス、劇場など

■コロナ前から衛生管理にしっかり取りくむ美容業界

美容業界では、新型コロナウイルス感染拡大以前から衛生管理に注力している業界です。

美容師は切れ味のよいハサミを使うため、お客様への危険が伴ううえに、髪や頭皮など人の体に直接接触する仕事でもあるので、使用する器具や施術における衛生管理の知識はとて重要で重要。衛生状態の維持には、サロンの設備や備品などの衛生管理と消毒をしっかりとこなすことと並行して、従業員が自身の健康管理をすることが大切となっています。美容師の衛生管理については厚生労働省で定められている美容師法のほか、美容師の資格を取得する際の国家試験でも出題されます。

新型コロナウイルス感染拡大の時期での営業では、多くの美容室が来店のお客様に安心・安全をしっかりと伝えていくために、コロナ対策を示したポスターやシールを施設に貼ったり、新型コロナウイルスへの対応策についてをホームページ等で情報配信をしていました。

SNS用画像



ポスター



美容業界が抱える課題 「美容師法無視」「国家資格なしで無許可の美容師」の現状 IDカード施行で、お客様が美容師を選ぶ時代に

衛生管理を含む美容師法は、美容専門学校に在籍している時から学び、美容師の国家資格にも有します。そのため美容師として働くためには、美容師法についてしっかり把握し厳守することが大切です。

美容業界が抱える課題 「美容師法無視」「国家資格なしで無許可の美容師」の現状

本来、美容師法（※）に定義されている美容師の免許があるからできる美容行為は「パーマントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること」とあり、化粧品販売を行う美容部員以外でメイクアップができる人は美容師であることが明記されています。ヘアカットには免許がいること広く認識されていますが、ヘアカット以外で、美容師だからこそ許される美容行為については、知られておらず、認識なく違法行為を行っている人もいます。

（※）美容師法：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124874.html>

美容師法（昭和32年法律第163号）

1 定義

美容師は「美容を業とする者」をいい、美容師法に基づき厚生労働大臣の免許を得なければならない。美容師の免許を持たないものは美容を業として行うことはできない。なお、業とは反復継続の意思をもって行うことで、有料・無料は問わない。

美容とは「パーマントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること」とされており、染毛やまつ毛エクステンションも美容行為に含まれる。なお、美容師がカットを行うことは差し支えない。

また、美容師が美容を行う場合には器具やタオル等を清潔に保たねばならない。

2 美容師免許

美容師免許は、高等学校を卒業した後、都道府県知事の指定した美容師養成施設で昼間課程2年、夜間課程2年、通信課程3年以上（修得者課程においては、昼間・夜間課程で1年、通信課程で1年半以上）にわたり必要な学科・実習を修了した後、美容師試験に合格した者が申請することにより与えられる。

美容師が精神の機能の障害により美容師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であるときは免許を与えなかったり取り消したりすることがある。

また、伝染性の疾病にかかり就業が適切でないときは業務停止を命ずることがある。

3 美容所

美容師は、美容所で美容を行わなくてはならない。ただし、疾病等により美容所に来られない者に対して行う場合や婚礼等の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に行う場合、その他都道府県（保健所設置市又は特別区にあっては、市又は区）が条例で定める場合には出張して行うことができる。

美容所を開設・廃止するときは、都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）に届け出なければならない。

また、美容所は都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）の使用前の検査確認を受けなければならない。

4 管理美容師

美容師が常時複数いる美容所の開設者は、美容所の衛生管理の責任者として管理美容師を置かなくてはならない。

なお、管理美容師は美容師歴3年以上の者であって都道府県知事が指定した講習会を修了した者でなくてはならない。

5 環境衛生監視員

美容所が衛生基準に従って運営されているかどうか、都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）は、立ち入り検査をすることができる。この業務は環境衛生監視員が行う。

6 閉鎖命令

都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）は、衛生上必要な措置を怠った美容所の閉鎖命令を出すことができる。

現在、美容行為をするためには美容師免許と美容室登録が原則となっています。違法行為をしている美容師がいる背景には美容師の分業化も要因にあります。美容師は、カット、セット、メイク、着付け、ネイルなどこうした技術をすべて習得して「美容師」といわれていましたが、時代の変化とともに、現在ではヘアースタylist、ネイリスト、エステティシャンなどの分業化が主流となりました。実はヘアメイクの専門学校では美容師法の勉強や国家資格を取得するカリキュラムがない現状です。そのため、学校卒業後に国家資格がないままにヘアメイクの美容行為をおこなっています。また、あまり知られていませんが美容室登録がない写真館でのヘアメイクも違法行為となっています。（※結婚式場、挙式会場、舞台や映画撮影、介護者・高齢者への出張美容などの一部の美容行為は許可されています。）

美容室が多い愛知県がいち早く業界課題解決に着手

一般人が安心・安全に美容施設を利用することが必要となる中で、2020年頃から愛知県では法令違反の美容施設の取り締まりをはじめ、国家資格を取得している美容師と取得していない美容師を見える化するIDカードを発行する取り組みを進めています。早ければ年内から導入予定です。